

介護老人保健施設マリアンヌ 別紙Ⅰ『料金表』(在宅強化型)

《介護老人保健施設の利用料金表》(1日あたり)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
下記の利用料によって、入所者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、入所者様の要介護度に応じて異なります)。

【ユニット型個室】 ※1割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入所者様の要介護度とサービス利用料金	9,155 円	9,949 円	10,639 円	11,255 円	11,809 円
2. うち介護保険から給付される金額	8,239 円	8,954 円	9,575 円	10,129 円	10,628 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	916 円	995 円	1,064 円	1,126 円	1,181 円

【ユニット型個室】 ※2割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入所者様の要介護度とサービス利用料金	9,155 円	9,949 円	10,639 円	11,255 円	11,809 円
2. うち介護保険から給付される金額	7,324 円	7,959 円	8,511 円	9,004 円	9,447 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,831 円	1,990 円	2,128 円	2,251 円	2,362 円

【ユニット型個室】 ※3割負担の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入所者様の要介護度とサービス利用料金	9,155 円	9,949 円	10,639 円	11,255 円	11,809 円
2. うち介護保険から給付される金額	6,409 円	6,964 円	7,447 円	7,878 円	8,266 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,746 円	2,985 円	3,192 円	3,377 円	3,543 円

※ 上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、入所者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び居住費(「居住に要する費用の項」等参照))の費用をご負担いただきます。

※ 施設の体制に応じて負担していただく加算 ※

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合 ※入所者に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 22 単位/日 ② 18 単位/日 ③ 6 単位/日 上記のうちのいずれか	③
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員又は看護職員を、入所者の数に対して20:1以上かつ、2人以上の配置を行った場合 ※すべての入所者に見守りセンサーを導入し、夜勤職員全員がインカム等のICTを使用している場合は1.6人以上	24 単位/日	有
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算で入所者数を50で除した数以上配置し、入所者様毎に継続的な栄養管理を強化して実施した場合であって、かつ、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり必要な情報を活用した場合	11 単位/日	有
褥瘡マネジメント加算	①継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合 ②①の算定要件を満たし、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が認められた入所者等について当該褥瘡が治癒した場合、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生のない場合	① 3 単位/日 ② 13 単位/日 上記のうちのいずれか	有
科学的介護推進体制加算	①入所者ごとの心身の状況等(②については心身、疾病の状況等)の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、前述で規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	① 40 単位/日 ② 60 単位/日 上記のうちのいずれか	②
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	20 単位 入所時に1回に限り	有

在宅復帰・在宅療養支援機能加算	施設が居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退所者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	51 単位/日	有
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合 ①相談対応を行う体制、診療・入院受け入れ体制を確保している場合 ②①以外の場合	① 100 単位/月 ※令和7年3月31日まで ② 50 単位/月 ※令和7年4月1日以降 ③ 5 単位/月 上記のうちいずれか	①
生産性向上推進体制加算	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行った場合 ②①に加えて、見守り機器等のテクノロジーを複数を導入している他、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合	① 10 単位/月 ② 100 単位/月 上記のうちいずれか	①
高齢者施設等感染症対策向上加算	①協力医療機関等と新興感染症や一般的な感染症が発生した際の対応を取り決め、連携して適切に対応できる体制を確保している場合 ②医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	① 10 単位/月 ② 5 単位/月 上記のうちいずれか	無
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の加算を算定していない場合	① 7.5 % ② 7.1 % 上記のうちいずれか	②

* 入所者様の状況に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額
初期加算	①入所された日から起算して30日以内の期間 ②①に加えて、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所された場合	① 30 単位/日 ② 60 単位/日 上記の内いずれか
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	6 単位/回 ※1日3回を限度
経口移行加算	経管により食事を摂取する入所者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理、看護職員等が必要とする支援を行った場合(原則180日を限度)	28 単位/日
経口維持加算	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者が、継続して経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく特別な管理を行った場合 ①食事の観察・会議等を行い、継続的な食事摂取に向けて栄養管理を行った場合 ②①を算定した上、食事の観察や会議等に医師等が加わった場合	① 400 単位/月 ② 100 単位/月
口腔衛生管理加算	①入所者毎に口腔ケア・マネジメント計画を作成し、歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上実施した場合 ②上記を満たし口腔衛生等の管理に係る計画等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合	① 90 単位/月 ② 110 単位/月
認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合 ①認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を必要数配置している場合 ②①に加えて認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合	該当者の方に ① 3 単位/日 ② 4 単位/日 上記の内いずれか
認知症チームケア推進加算	①入所者個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア・ケアマネジメントを実施した場合 ②①に加えて、認知症介護の指導に関する専門的な研修を修了したものを配置し、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合	① 120 単位/月 ② 150 単位/月 上記の内いずれか

若年性認知症入所者 受入加算	若年性認知症の入所者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	120 単位/日
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であるとの判断に基づき緊急に入所した場合(入所日から7日を限度)	200 単位/日
入所前後訪問指導加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者に対し、居宅を訪問し、退所を目的とした支援を行った場合 ①退所を目的とした施設サービス計画書策定及び診療方針の決定を行った場合 ②①の内容決定するにあたり、生活機能の具体的な改善目標の決定、また退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	① 450 単位/回 ② 480 単位/回 上記の内いずれか
試行的退所時指導加算	入所者が在宅復帰のために試行的に退所する際に入所者、ご家族に療養上の指導を行った場合	400 単位/回
退所時情報提供加算	①入所者が退所し、居宅・社会福祉施設等で療養を継続する場合、退所後の主治医・当該社会福祉施設等に診療状況、心身の状況、生活歴等の情報提供を行った場合 ②入所者が退所し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報提供を行った場合	① 500 単位/回 ② 250 単位/回
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、居宅に退所する際に、退所後の主治医の属する病院・介護支援専門員に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合	70 単位/回
入退所前連携加算	入所者の退所前に希望する指定居宅介護支援事業者に対して文書で居宅サービスに必要な介護情報等を提供し、連携して居宅サービス利用の調整を行った場合	① 600 単位/回 ② 400 単位/回
訪問看護指示加算	入所者の退所時に、施設の医師が診療に基づき指定訪問看護が必要と認め、希望する指定訪問看護事業所に対して訪問看護指示書を交付した場合	300 単位/回
外泊時費用	①入所者が外泊された場合(外泊の初日及び最終日は入所に係る所要負担金を頂きます。) (1月に6日を限度) ②在宅サービスを利用する場合	① 362 単位/日 ② 800 単位/日
短期集中リハビリテーション 実施加算	①医師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が入所されて3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合 ②①に加えて、原則入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行い、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合	① 200 単位/日 ② 258 単位/日
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	①認知症であると医師が判断した入所者に対し、医師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が入所されて3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合 ②①に加えて、入所者が退所後生活する居宅・社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合	① 120 単位/日 ② 240 単位/日
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算	①医師、理学療法士等が協働し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合 ②①に加えて、入所者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を多職種で相互に共有し、リハビリテーション実施計画の見直しを行った場合	① 33 単位/月 ② 53 単位/月
緊急時治療管理	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要で応急的な治療管理として投薬・注射・検査・処置等が行われた場合 (1月に1回連続する3日を限度)	518 単位/回
所定疾患施設療養費	①厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合 (1月に連続する7日を限度) ②①に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合	① 239 単位/回 ② 480 単位/回
ターミナルケア加算	医師が終末期であると判断した入所者にターミナルケアを行い、当施設やご自宅若しくは病院又は診療所等で死亡された場合(ターミナルケアを開始してから亡くなるまでの間のうち当施設で入所していた日数) ①死亡日以前31日以上45日以下 ②死亡日以前4日以上30日以下 ③死亡日前日・前々日 ④死亡日 ※当加算は死亡月に最大45日間算定させていただきます	① 72 単位/日 ② 160 単位/日 ③ 910 単位/日 ④ 1900 単位/日
排せつ支援加算	①継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合 ②①の算定要件を満たし、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、いずれかの状態が改善した場合 ③①の算定要件を満たし、いずれの状態も改善した場合	① 10 単位/月 ② 15 単位/月 ③ 20 単位/月

自立支援促進加算	自立支援のために必要な医学的評価に基づき入所者ごとに多職種が共同して自立支援計画を作成し、継続的に自立支援を行った場合であって、かつ、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合	300 単位/月
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し再度入所する際、厚生労働大臣が定める特別食を必要とする場合、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	200 単位/回
かかりつけ医 連携薬剤調整加算	①多剤投薬されている入所者の処方方針を施設医とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取組を行った場合 ②①に加えて入所前より6種類以上の内服薬の処方があった場合 ③②を算定した上、服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方にあたって必要な情報を活用している場合 ④③を算定した上、入所時に処方されていた内服薬を1種類以上減少させ、かつ、退所時において処方されている内服薬が、入所時に比べ継続して1種類以上減少している場合	① 70 単位/回 ② 140 単位/回 ③ 240 単位/回 ④ 100 単位/回
高齢者施設等 感染症対策向上加算	①協力医療機関等と新興感染症や一般的な感染症が発生した際の対応を取り決め、連携して適切に対応できる体制を確保している場合 ②医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	① 10 単位/月 ② 5 単位/月
新興感染症等施設療養費	新興感染症のパンデミック発生時において、施設内で感染した入所者に必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保したうえ、施設内での療養を行った場合 (1月に1回連続する5日を限度)	240 単位/日

- ※ 入所者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入所者様又はご家族が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者様の負担額を変更させていただきます。

介護老人保健施設マリアンヌ 別紙Ⅱ『料金表』介護保険の給付対象とならないサービス

《サービスの概要と利用料金》

- ① 食費：食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）
入所者様に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。通常、1日当たり1,700円の負担、若しくは1日3回の食事を「朝食 380円・昼食（おやつを含む） 740円・夕食 580円」の料金で食された分の食費をご負担していただきます。

☆ 食費については、所得に応じた下記の減免制度があります。

利用者負担段階		介護保険負担限度額 認定証に記載されている 負担限度額
第1段階	老齢年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方 生活保護受給されている方	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課 税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円
第3段階(1)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課 税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	650円
第3段階(2)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課 税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,360円

- ② 居住費：居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物・設備・器具等の減価償却費、修繕費等））
この施設及び設備を利用し居住されるにあたり、光熱水費及び室料相当額を、下記の利用料金
表に

1人1日あたりの居住費

居住に要する 費用	通常 (第4段階等)	介護保険負担限度額認定証に 記載されている負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
ユニット型個室	3060円	880円	880円	1,370円	1,370円

- ③ 理髪・美容に要する費用

理美容師の出張による理美容サービス（整髪等）をご利用いただけます。

利用料金：派遣される理美容院の定める金額

- ④ 居室における電気料金
テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、パソコンのうち、いずれかを持ち込まれている場合に下記費用の支払いを受けるものとする
1日当たり55円(税込み)
- ⑤ 洗濯代:私物衣類等の施設で行う洗濯についての費用
入所者様の下着、タオル等の衣類の洗濯を依頼される場合は下記の委託業者へ取り次ぎます。
1ネットにつき704円(税込み)・・・委託業者:株式会社トーカイ
ただし汚染時など緊急を要し、施設で洗濯をする場合は左記の金額をいただきます 1回 300円(税込み)
なお、クリーニング店に依頼する場合は、別途実費となります。

- ⑥ 特別食費:特別な食事の提供に要する費用
入所者様の希望及び選択により提供した特別な食事につきましては、その食事を提供するのに要した費用(食材料費及び調理費用)から、通常の食事を提供する費用(食材料費及び調理費用)を控除した実費の金額をご負担いただきます。なお、その金額(差額)は前もって希望・選択するにあたって提示させていただきます。
(追加費用別途請求方法とさせていただきます。)

⑦ レクリエーション、クラブ活動参加の費用(実費)

入所者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

【利用料金】

創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料費代等の実費をいただきます。またその他入所者様の希望・選択で参加される行事等で、入所者様にご負担いただくのが適切と思われるものの実費をいただきます。

- i) 主な行事 遠足、買い物会、各種演芸会、施設の祭り等
- ii) クラブ活動 書道、茶道、華道、手芸等

- ⑧ 複写物の交付
入所者様又はそのご家族は、施設サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には費用をいただきます。
1枚につき10円【白黒】(税込み)

- ⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等入所者様の日常生活に要する費用で、入所者様に負担いただくことが適切であるものについては、その費用をご負担いただきます。
また、おむつ代は介護保険給付費対象となっていますのでご負担の必要はありません。

- ⑩ 診断書、紹介状等文書の発行
入所者様又はその家族様が希望により、入所者様に係る診断書等文書の発行を依頼された場合には、下記の費用をお支払い下さい。(消費税込)

- 1 健康診断書・一般診断書・証明書 2, 200円
- 2 警察用診断書・証明書(簡単なもの) 3, 300円
- 3 裁判所用診断書・証明書(複雑なもの) 5, 500円
- 4 生命保険用診断書・証明書 5, 500円

- ⑪ (死亡診断書・傷害診断書・廃疾診断書・口答説明のみの場合も含む)
- 5 年金関係診断書 5, 500円
 - 6 身体障害者用診断書 5, 500円
 - 7 リサーチ等口答による説明 5, 500円
 - 8 死亡診断書(死体検案書)市町村提出用 5, 500円
 - 9 変死体(検死)検案書 5, 500円